

ダンプ車両のアスファルトフィニッシャとの接合作業が容易になる 令和3年度「可動式突入防止装置（バンバ）」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

令和3年5月6日～令和3年7月30日

予算が小額な為、令和2年9月のアンケート提出者を優先します。アンケート提出者も期間内に申請が無い場合は、優先権が失われます。

次に先着順で決定します。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、8月以降も受付します。(先着順)

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

(1) 会員事業者が、令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に、新品装置を購入またはリースで装着する際の導入費用(含む取付費、除く消費税)に対し助成を行う。

3. 対象装置・車両

- (1) 自動式および手動式の可動式突入防止装置でバンバおよびステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。
- (2) 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用(緑ナンバー)貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 装置1台当たり導入費用の2分の1で、10万円を限度とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。
- (2) 予算枠 鳥ト協 100万円(10機)

5. 鳥ト協の助成上限台数(1事業者)

可動式突入防止装置(バンバ)……1機

6. 申請時提出書類

- ①可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書(様式1)
- ②導入する装置(バンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)等が記載された見積書(写)

7. 交付決定

可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和4年2月15日(火)

提出書類

- ①可動式突入防止装置導入促進助成事業実績報告書(様式3)
- ②可動式突入防止装置装着証明書(様式4)
- ③請求書(写)…装置のバンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
- ④領収書等(写)…請求書と同額なもの(リースの場合も販売会社が発行したリース会社宛の領収書が必要です)
- ⑤リース契約書等(写)・装置のバンバ・ステイの区別・装置名称・型式・数量の記載があるもの
- ⑥装着した車両の車検証(写)

9. 申請をされる方は、可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 (一社) 鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
改正 平成 29 年 3 月 22 日

(目的)

第 1 条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、ダンプ車両が作業の都合によって行う固定式突入防止装置の取外しを防止し、不正改造車両（突入防止装置未装着車両）の追放を図るべく、可動式突入防止装置の導入を促進するため、装置導入費用の一部を助成する。

(対象装置)

第 2 条 助成の対象となる可動式突入防止装置（以下「装置」という。）とは、道路運送車両の保安基準（第 18 条の 2）及び保安基準の細目告示（第 180 条）の基準に適合するもので、次の各号に該当するものとする。

- ① 自動式および手動式のどちらも可とする。
- ② バンパとステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が各年度の 4 月 1 日から同年度の 1 月末日の間に、新品装置を現金もしくは割賦販売で購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対して助成を行なう。

(装着対象車両)

第 4 条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 1 台当たりの助成金の交付額は、導入費用の 2 分の 1 とし、限度額は 10 万円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

(助成の上限台数)

第 6 条 1 会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ申請する。

- ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。
- 2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適切であり、交付を適当と認めるときは、様式 2 の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書」により申請者に通知する。

- 2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式 3 の「可動式突入防止装置導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式 4 の「可動式突入防止装置装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも会員事業者へ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第11条 交付決定後、申請の変更または取下げをするときには、会員事業者は速やかに様式5の「可動式突入防止装置導入助成金交付申請(変更・取下)届出書」を、鳥ト協へ提出しなければならない。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第13条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

(附 則)

本要綱は平成20年8月1日から施行する。

平成25年10月1日 一部改正(平成25年4月1日施行)

第1条・第3条・第4条・第7条第1項・第9条・第10条・第11条・第12条

平成29年3月22日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第13条